

令和 8 年 7 月 10 日

保護者の皆様へ

沖縄県立美来工科高等学校長
(公 印 省 略)

令和 8 年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び年収 490 万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が 182,500 円未満）の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者 : 裏面フローチャートも参考にしてください

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②年収 490 万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が 182,500 円未満）の世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

2. 提出書類 : 別添リーフレット参照

3. 提出期限 : 令和 8 年 7 月 24 日（金）

4. 提出先 : 美来工科高校事務室

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は 7 月 1 日現在を基準とします。
（家計急変世帯への支援については除く）
- (3) 新入生の一部給付の支給を受けた方も、7～3 月分の支給を受けるためには今回申請が必要です

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 美来工科高等学校 事務室
担当者 川上・喜友名 TEL : 098-937-5309

奨学のための給付金 対象者確認シート

保護者等（親権者）が沖縄県内に在住している

Yes

No

お住まいの教育委員会へ
お問い合わせください

令和8年7月1日現在、
生活保護の生業扶助を受給していますか？

Yes

No

保護者等全員の令和8年度の道府県民税及び
市町村民税所得割の合計が182,500円未満ですか？

※182,500円未満でも、病気やケガによる離職等で非課税世帯等
になった場合は家計急変に該当することがありますのでご相談ください。

Yes

No

令和8年7月1日までに
収入が急変（離婚や病気、けがによる離職な
ど）し、182,500円未満相当世帯になっていま
すか？

Yes

No

給付対象
【奨学のための給付金】

給付対象
【家計急変による
奨学のための給付金】

給付対象外
※提出物はありません※

同封のP.2「提出書類確認表」
や封筒を参照し、必要書類を
提出ください。

事務室にて専用の申請書を受
けとり、必要書類を提出くだ
さい。
※同封の申請書では申請できません

7月2日以降に家計急変があ
りましたら、一度事務室まで
ご相談ください。

※新入生への一部給付を申請・支給をされた方（主に1年生）も、
残りの7～3月分の支給を受けるためには今回の申請が必要です。